

座談会 forum

北海道の 中心市街地活性化と まちづくり

●Hidetsugu Kobayashi,
Akio Hamada and Shuji Koiso

中心市街地活性化法の施行を受け、北海道でも中心市街地への関心が高まっています。ここでは、道内市町村の都市計画等に関わっておられる北海道大学大学院の小林英嗣教授と、(株)CIS計画研究所の濱田暁生所長に、北海道の中心市街地活性化とまちづくりの現状を語っていただきました。



北海道大学大学院教授
小林 英嗣



株式会社CIS計画研究所
代表取締役所長 濱田 暁生



<司会> 釧路公立大学教授
地域経済研究センター長 小磯 修二

小磯: 現在、日本の商業政策は大きな転換期を迎えています。1998年には¹中心市街地活性化法施行、都市計画法の改正があり、今年の6月には²大規模小売店舗法に替わって大規模小売店舗立地法が施行されました。まちづくり三法と呼ばれるこの3つの法律によって、今後の都市商業のあり方を考えていく政策の枠組みづくりができたといえます。これまでは、ややもすれば個別の対策であったものが、まちづくり全体のなかで商業を考えていこうという状況づくりが出てきたことは評価できると思います。景気変動の影響、モータリゼーションの進展への対応、店舗の大型化、高齢者と若年層の消費行動の違いなど、都市商業問題を考えるには多様な側面があるので、まちづくり三法だけで問題が処理できるものではありませんが、これらの政策をきっかけにして、北海道でも中心市街地活性化に向けた取り組みが始まっているようです。

小林: 私は、北海道が現在、第3期の地域づくり、都市づくりの時代に入ってきていると考えています。地方分権化がスタートしたという現実も大きな宿題を地域に投げかけています。そのときに非常に重要なことの一つに、この50年ほどでまちの大部分が形づくられた、成されてきたとあってよい、北海道の都市の将来像と、その中心にある商業地のこれからの役割を、社会経済的な視点とまちづくりの視点を交え、長期的でかつ構造的な視点から見直さなければならぬと考えています。しかし、各市町村

¹**中心市街地活性化法**
中心市街地の活性化に取り組む市町村を支援するため施行された法律。市町村が中心市街地活性化のための基本計画を練り、計画にしたがって施策を行う場合に補助金や低利の融資制度が利用できる。国の13府庁が関係し、施策メニューは150ほどある。

³**まちづくり三法**
中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法改正の3つを合わせて、このように呼ばれる。三法には共通して地方分権の実行と、商業調整を市場経済に委ね、まちづくりは行政が管理するという考え方があり。

² 大規模小売店舗法(大店法)と大規模小売店舗立地法(大店立地法)の違い

	大店法(旧法)	大店立地法('00年6月1日施行)
法の目的	中小小売業の保護など。地域小売業の需給調整が目的	生活環境の保持など。周辺環境に配慮した社会的規制で、地域住民を守ることが目的
運用主体	国	都道府県、政令指定都市
対象となる店舗規模	店舗面積500㎡超	店舗面積1000㎡超
出店の届け出から手続き終了までの期間	1年	(最低) 8ヵ月
主な規制内容	店舗面積、営業時間(閉店時間)、年間休日日数、開店日などを出店地の商業実態に合わせて調整	駐車場台数、騒音対策、廃棄物の容量確保についての数値基準を設定

の様子を見ていると、ずいぶん拙速にその答えを出そうとしているように思います。今、最も重要なことは、これまでの20世紀型のまちをこれから30年から50年かけて成熟社会に適合しうる21世紀型のまちへつくりかえてゆくこと、そしてそれを支えるまちづくりシステムをどのようにして構築するかということです。その長期的で大きな理念（これは住民と共につくりあげるべきものですが）に沿って、まちの中心、そして商業地（商店街とは違います）のあり方を“公共性”“社会性”そして“文化性”という観点から考える必要があります。中心市街地の問題を考える場合、これからのまちの文化と交流の場、そして賑わいの場、住民の生活を支え、活動を支える場、これらがどのようなものであるべきかを考え、住民・企業・行政が協働しながら、まちの中心のあり方、そして誰が・何を・何処に・どうやって創り出してゆくのかのコミュニティ・コンセンサスを形成することが最も重要なのです。また、これまで表面化していなかった高齢者のニーズに応えられるような仕組みづくりも必要です。まちづくりという幅広い視点と、地域と住民のコンセンサスが最も必要なのですが、その一番重要な点が忘れられていることを強く感じます。次世代の中心市街地のありようという大きな問題が、ごく一部のプランナー、コンサルタント、商業者、そして行政が従来の図式で、住民を交えたワークショップなどのはやりの手法による住民参加型の形式を取りながら、拙速に議論され、安易に計画が立案されているところに大きな問題があると思います。この機会を逃すと、地方都市を再生するチャンスを失ってしまうことを、改めて強調したいのです。

濱田：私の実感も似ているところがあります。まず、中心市街地活性化問題が商店街活性化と全く同じに捉えられているように思います。手厳しいことを言いますと、従前からの商店街の課題を、強引に活性化法に結び付けて解決しようとしている例が多いように思います。地域では、これまでの施策ではできなかったことも、新しい政策の枠組みによって実現できるのでは…という過度な期待が先行してしまっていて、国の狙いと地域の期待のギャップが見えてきたように思います。そこで最近では、商店街や商業の問題がすべてではなく、まち全体をどうするかという

なかに商店街や商業の問題もあるということを忘れないでくださいとお話ししています。

小磯：濱田所長はプランナーとしていろいろな地域に関わっておられますが、まち全体のなかで商業の問題に取り組んできたという具体的な事例を紹介いただけませんか。

濱田：活性化法とは関係なくおつきあいが始まった地域に下川町があります。人口4千5百人ほどのまちで、かつて1万5千人ほどいた人口が、昭和50～55年の5年ほどの間で3分の1になってしまったという、大変な過疎地域です。昭和40年代に道路の拡幅も終わっており、商業構造的にも活性化法は活用できないまちでした。そんな状況なので、まず商業者は自分がこのまちに住み続けるために、自分の店では何ができるのかということから議論をスタートさせることによって、身の丈にあった範囲で何ができるかを考えるようになりました。下川町の商店数は人口がピークだった頃に対応したままで、オーバーフロー気味だったので、商業者たちに今後も商売を続ける気があるかどうかを確認することから始めました。70軒ほどの店主のうち25軒ほどの人が、自前で投資してもいいから、このまちで商売を続けたいと手を上げてくれました。次にどんな店づくりができるか、どういう商売をしていけばいいかといったテーマで何回かワークショップを続けました。その結果、店主個別の努力も必要だが、商店街としての魅力づくりも必要だろう、例えば共通のデザインルールによって下川らしい魅力をアピールしたらどうかということになり、それぞれが店づくりの投資費用を検討したのですが、ルールに沿った店づくりのためのコストアップ分が負担になることがわかりました。ではその分に対してだけの公的な支援策が考えられないかと、行政とともに話し合いを重ねました。その結果、5年間の時限立法という形で店舗近代化促進条例という独自の条例がつくれ、平成9年から施行されています。これは店舗改装の際に7項目ほど守らなければならないルールがあって、このルールを守って改装する場合の店舗部門だけについて投資額の2分の1を下川町が補助するというものです。国からも道からも支援が得られない

ので、地域の行政として町独自の支援ができないかを検討した結果です。検討作業では、町の財政事情のなかで、行政として支援できる資金はどれくらいかについてかなり詳細に試算しました。一般町民、農・林業者等からは、個人の事業者の商売に対して、公的なお金をつぎ込むのはいかがなものかという意見もありました。この点は、地域の商店街がきちんと成り立つことは、農・林業者にとっても一般住民にとっても大切なことであり、定住意識にもつながることであるという、商店街の持っている“公共性”を評価するという理解をいただきました。また同じような理由で議会でもかなりもめて、これに対してはまちづくり研究会の主要メンバーが中心になって、商店街に投資した場合の波及効果についても算出しました。工事は地元工務店で、資材は町内で調達し、地域の木材資源を活用するなどの条件を付けたので、商店街全体の店舗改修の投資総額の1.9倍、町が拠出した資金についても5.8倍ほどの波及効果が期待できることがわかり、議会でも理解を得ることができました。

小磯：支援のための財政規模はいくらぐらいですか。

濱田：試算した当時で拠出できる資金の上限は5年間で約4億5千万円でした。しかしその一方で、全商店に投資計画とともに経営計画を提出してもらい、本当に経営が成り立つのかどうか、商工会の指導員と一緒に細かくチェックしました。改修後の売上を3~5%アップ程度に見込んで、仕入原価や店主の給料から人件費・水道光熱費・税金等までをはじき出し、シミュレーションをしたのです。これを投資分と見合わせて、無理な投資計画の店主には、投資計画の変更を指導しました。その結果、全体で4億5千万円の約半分程度を投資するのが適切な規模で、それ以上はやるべきでないという判断になりました。現在の予定では、5年間で2億数千万円ほどの補助金を拠出する程度の規模で落ちつきそうです。制度上の上限は事業費の2分の1、1軒当たり最大1千5百万円までという条件ですから、店主は店舗部分について最大3千万円の事業費用をかけることが可能ですが、実際にはそれほど大きな投資をする商店は少なく、今のところ、1軒当たりの補助は平均で726万円ほどです。その後、制度の効果の

追跡調査も行っていますが、売上もよい状況で伸びていて、特に焼き立てパンや手作り豆腐など、自分の店で商品を作っている店の伸びが目立っていて、最近では名寄からお客さんがやって来たり、国道を通るドライバーも立ち寄るようになってきました。店舗を新しくしてイメージを変えたり、店の特徴（ウリ）を打ち出すことで、新しいお客さんを開拓することも実感でき、また店によっては奥さんが消費者の声を聞きながら新商品を開発してヒットさせるなど、商売のおもしろみも出てきたようで、いろいろな好ましい循環が生み出されています。器を新しくするだけではなく、経営計画を提出してもらい、中味としての経営内容を見直したことがよかったのだと思います。

下川町の取り組みはいろいろな場面でお話しているのですが、大変困っているのは「人口4千5百人程度のまちで1千5百万円も補助しているのだから、うちのまちでもやってほしい」と短絡的に結び付けてしまわれることです。まずは自前でやろうということからスタートして、まちづくり協定のルールに沿って店づくりをするための無理のない投資計画を議論した上で、町の財政にも負担をかけない範囲でやろうと、一つひとつ問題をクリアしていった結果であって、先に制度ありきの議論ではなかったことを理解していただきたいと思います。この点をきちんと伝えないと、間違った方向に走ってしまうので、この点は勘違いしないでほしいのです。

小磯：政府の政策メニューに頼る図式ではないという点でも非常に興味深いですね。

濱田：道内の活性化計画を見ていると、先に事業ありきで計画が進んでいるように思います。一方で、ソフトな取り組みはTMOを作ればできるのではないかという過度な期待もうかがえます。まずはこの制度を活用しようという視点よりも、地に足をつけて地域の中心市街地の状況を見据えることが必要です。しかし今回の活性化法は、スケールの見ても、北海道の町村では使いにくい面が多いと思います。この点は北海道側が、もっとこうあるべきだと地域の事情を主張していくべきだと思います。現在提出されている活性化基本計画や検討段階のものを見ると、特に都市部ではエリア設定の際に踏み込んだ議論をしていないように見えます。ここもはずせない、

あそこもはずせないエリアを広げて、結局今までのバランス議論と同じで結論が絞れていない感じですよ。

小磯：しかし一方で、この制度をきっかけに、真剣に議論していく気運が高まっていることは、チャンスだと思います。

濱田：そうですね。中心市街地活性化といっても、商店街だけではなく、都心部の基盤整備や住環境等を含めた多様な側面があります。土地利用のコントロールの問題まで考えると、まちなか居住や郊外へのスプロールをどう制御するのかといった問題を含めて検討しなければなりません。地元商店の経営難や空き店舗などはどこも同じ問題を抱えているわけで、その解決法として事業をやるということはおかしな話です。もっと真剣にまちのあり方そのものを議論しなければならないと思います。

.....

小林：江戸末期、長い戦争や流行病、そして急速な工業化で荒廃した状態のヨーロッパから、新しい都市や環境のあり方を求めて日本にきた極めて多くの外国人は、江戸時代につくりあげられた、美しく、安全で快適性の高い、わが国のまちと街並み、そして自然と共生した生活・生産環境、そしてそれらを創り上げたシステムや人間関係（コミュニティ、地域共同体）を高く評価しています。コミュニティ・コンセンサスをベースにしたまちづくりが、わが国では既に江戸300年の間に形成されていたのです。明治に入り、日本はこれまでつくり上げてきた共同体を守りながら、世界の都市に追いつこうと近代化に動き出しました。北海道の初期の開拓でも地域ごとに、このような日本的な歴史性や地縁性を継承した共同体が、アメリカ型のグリッド環境のなかで生まれ、生産と生活が営まれ、極めて独特の北海道的な風景と生活景観、そしてまちと集落、さらには自然共生型の生活様式や社会が形成されていました。しかし戦後50年間、日本型の知恵と蓄積を切り捨て、共同体を守るための地域や都市・農村計画ではなく、都市的活動の規模拡大や経済的な活性化を支えるための生産活動を支える計画が、これまでの日本のあるいは北海道的な社会と環境を崩壊し、全国どこにでもある、個性が見失われたまち・地域、そし

て社会をつくりだしてきたことは否めないと思います。

今どこの市町村でも、宝刀のように頼りにしている、いわゆる中心市街地活性化法は「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」というのが正式な名称です。この“一体的推進”というところが重要で、これからのまちやまちづくりの将来像と結び付いた中心市街地や商業地を“どのように”“誰と”考えるのかという問いかけが含まれているのです。

21世紀の北海道では、共同体を守る公共性や社会性の豊かなまちづくりを目指すのか、あるいはこれまでと同じように、経済活性化装置としてのまちづくりをするのか。しかし、今はその議論がないままに進んでいるところが大きな問題です。

これからのまちづくりの方向を見定める時、どんなプランナーに協力を要請するのも非常に重要です。安易に計画書をつくりあげるプランナー、住民や行政の言うことをただただ聞いてくれるプランナー、住民参加と称してワークショップによる意見を計画にすり替え、風のように去ってしまうプランナーでいいのでしょうか。それとも手厳しいことも言うし時間もかかる、でも真剣にまちのことを考えて、将来共につき合ってくれる町医者のようなプランナーがいいのでしょうか。みんなで模索する時期が必要です。

小磯：模索のプロセスはその地域の財産になると。

小林：下川町は、その実感を共有できたから目標が見えてきたのでしょうか。

小磯：北海道の場合は、都市の歴史の浅さからくる難しさと、逆に権利関係の面では新しいものにチャレンジしやすいという醍醐味の両面があります。本州の先行事例や政策メニューをそのまま当てはめるのではなく、独自の政策があってもいいように思います。例えば車社会との関わり方でも、冬の厳しさや遠隔性など、北海道特有の事情があります。

濱田：北海道の場合、公共交通機関の整備状況も非常に悪く、車への依存度は本州と同じに語れません。都心部への車乗り入れ規制などが議論されていますが、公共交通についてはますます切実な問題になってくるでしょう。JRやバス、公営交通などが採算性だけで判断するようになると、弱者が住む地域は

住みにくくなってしまい、非常に危険な状況に陥るようになっています。

小磯: 北海道では、特に冬の交通環境等を考えると、公共交通を採算面だけで捉えていくのは難しいでしょう。私は、公共交通は都市経営と一体的に議論していくべきだと考えていますが。

小林: アメリカ西海岸はご存知のようにロスを代表に、車社会のシステムが確立しており、それに支えられた都市空間と交通体系、コミュニティが形成されています。ところが数年前から、人間都市づくりを目指して、都市再生（再編）の新しい方向（ニューアーバニズム）が強く意識され始めました。その一つがTOD（transit oriented development）という、主に自動車交通を制御したコンパクトな中心市街地と住宅地のネットワークによるまちづくりの考え方です。コンパクトなまち同士は車で行き来し、まちの中心部は半径4分の1マイル程度にコンパクトにまとめようというもので、文化施設や交流機能、商業サービス施設や福祉サービスが複合して整備され、歩行環境が豊かに整った、安全でユニバーサルなまちづくりによって、高齢者はもちろん、全ての人が暮らしやすい21世紀型人間都市に再編しようという目標を創り出したのです。車社会の広大なアメリカでもそんな方向が模索されていますが、この動きは北海道の小さなまちや中心になる地域がネットワークを形成しながら、これから構造的に地域やまちをつくり変えていく時に、とても大きなヒントを与えてくれています。

濱田: 下川では、小林先生がおっしゃったように、まちをコンパクト化する方向で、土地利用や商店の移転についても取り組んでいます。AさんとBさんが直接売買するのではなく、二者間に商工会が斡旋に入るという形式をとっています。

小林: 商工会が中心になって土地の供託をしているということですか。

濱田: 供託とは少し違いますが、個人間のみでの売買や、折衝をしないために考えた方法です。

小林: 非常に重要な試みだと思います。PFI⁴へとつなげてゆける考えですね。ロンドンのシティと呼ばれている中心部は、何人かの貴族によって土地が所有されていて、その土地の上に道路があったり、集合住宅が建っています。土地所有者の貴族が道路や

集合住宅を建設・維持・管理し、それを市も市民も借りている。賃貸都市なんです。つまり私が申し上げたいことは、これからのまちづくりにおいて、土地所有者は、まちをマネジメントする義務、まちの質を向上させてゆく義務があるということです。これからのまちづくりにおいて、商業の再活性化と商業地の再活性化を峻別していくことが大切です。全ての市町村でやるべきことは商業の活性化ではなく、商業地の活性化なのです。そのために、中心市街地（商業地）の土地所有者が、まちに住んでいる人と、どんなまちなかをつくるかをとことん協議する義務があります。下川町では、非常によい方法を見つけられたと思います。コンパクトな賃貸都市をつくる試みだと思います。

濱田: 正直な話をすれば、商売がうまくいかないでやめたいAさんと、商売を上げたい、積極的展開を始めたいBさんが、直接土地の売買の話をするのは辛いだろうという配慮でした。まず商工会が各商店主に対して今後も商売を継続するか、移転の意向があるか等について、個別に意向調査をしたのです。その結果をトータルに見て、移転について商店街全体としての大まかな調整をし、商工会の指導員が1軒1軒の地権者と話し合いをしながら入れ替えをしていきました。本音を聞き出しながら、最も効果的な組み合わせや、よい出会いになるように商工会がアレンジし、そのお手伝いをしたというものです。

小磯: 地域のなかでの柔軟な権利調整の仕組みですね。日本の場合、土地に対する強い私有意識に対して、政策的にどう関与していくのかというのは大変難しい課題です。最近の商業地活性化の取り組みに定期借地権の導入の事例が見られますが、これは、所有権を前提にしながらも土地が持っている公的な役割を互いに認め合ったうえで、新しい仕組みを考えていこうという動きだと思います。

小磯: ところで、活性化法でも、全国の先行事例を検討して、TMO⁵という新しい仕組みづくりを提案していますが、北海道でのTMOの受けとめ方をどう感じておられますか。

小林: 先日、茶道の本を読んで、堺商人のつくり出した文化が利休を育て、茶の文化を完成させたこと

⁴
PFI
プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。民間の資金や経営ノウハウを生かして、道路や下水道などの社会資本を整備する手法。

⁵
TMO
タウン・マネージメント・オーガナイゼーションの略。総合的にまちづくりを推進する機関として中心市街地活性化法で提案された市町村が認定する組織。その母体は商工会、商工会議所、第三セク

を思い出しました。堺商人は自らお金を出し、まちをマネージメントし、文化と活力を生み出しました。それは中世では、日本もヨーロッパも当たり前のことだったのだと思います。

北海道は国から与えられた開拓システムと生産と生活の場があるところからスタートし、ようやく150年ほど経過し、国家的な経済衰退と分権化の進行のもとで、自らの目標を据え自力で進んでいくことが厳しく求められている状態です。ところがTMOを作れば補助金がもらえるという、政府依存の体質と発想から抜け出せない自治体とまちづくりコンサルタントが、中心市街地活性化の流れのなかには、余りにも多く見られます。

中心市街地のまちづくりに関する議論はまだまだ第一段階ですから、無理をして大きな受け皿としてのTMOを作る必要はないと思います。まずは住民と行政との協議とコミュニケーションにより、協働でやっていくというコンセンサスによってまちづくり情報を交換し、将来の目標像を共有することが、今一番必要なことです。私は最近「旦那衆まちづくり」という言葉をよく使うのですが、知力、財力、時間といった、自分自身を提供（＝ダーナ、寄進）する旦那衆が現れ、旦那衆たちがまちを取り仕切っていく状況に早くなってほしいと思っています。旦那衆によって再活性化したまちは、北海道2世紀では必ず評価されると信じているからです。旦那衆がTMOに結び付いてゆくことが一番自然な姿でしょう。

濱田：制度ありきで進んでいて、「TMOを作らなければならない」という意識になっているように思います。TMOの真の意義は、まちがいかにあるべきかを議論する場をつくることです。商業者だけでなく、生活者である一般住民が議論に加わってこない、真のタウンマネージメントはできません。下川町は、制度の枠組みにはまらなかったのですが、結果的にはそれが幸いしました。制度的なものにこだわらず、まちのあり方を考える場づくりをすることが、本来のTMOだと考えています。

小林：まち全体を一つの単位として考える必要もないと思います。例えば、釧路の城山商店街は、釧路では商圈も小さく一番経済的に厳しい商店街です

が、高齢者向けに電話注文による宅配事業など新しいサービスに取り組み始めて、まちの潤滑油になりつつあります。釧路全体でやろうとすると大変ですが、小さな商店街と地域という単位で、高齢社会に対応して効率的に、そして有効に機能しています。大掛かりでなく、小さな集合体としてまちを考え、まちづくりを動かしていくことも大切です。

小磯：TMOの本来の役割は、小回りがきくほうが果たせるのかもしれませんが。商店街の問題も小さな規模で取り組んでいくことが大切のように思います。

濱田：自分たちがその気になればできる、その程度の規模が、TMOの第一歩だと思います。

小磯：中心市街地の問題では都市計画法との関わりも考えていかなければならないと思いますが、'98年の改正に続いて今回の改正と、計画的な土地利用について市町村に主体的な運用権限を与えています。しかし制度の仕組みと地域の受けとめ方にギャップがあるようにも感じますが。

濱田：従来の都市計画法では、市街地の縁辺部や田園地帯との境界部などを含めた土地利用のコントロールは充分にはされていませんでした。そのため大型店が沿道沿いに立地し、沿道型の商業施設が無秩序に拡大していった。都心部の空洞化問題と郊外のスプロール問題は、連動しています。今後は中心市街地活性化の問題と連携しながら、縁辺部のコントロールが可能かどうか勝負どころでしょう。これは土地の権利、商売、企業の利益追求といった、私権に立ち入ることにも関わってきます。そこで重要なのは“公共性”という概念だと思います。企業も公共的な役割を担っているという発想をどこまで持てるかです。経済のグローバル化が進み、人、物、金、情報がワールドワイドに飛び交う時代になっています。またその一方では、釧路の城山商店街のような生活に密着した高齢者にやさしいサービスも必要です。今はこれらが有機的に連結されていないのですが、これをどうつなげるかが今後問われてくると思います。

小林：最近、市町村の方に「まちづくり条例をつくりましょう」とお誘いをするにしています。現

都市計画法の改正

'98年の改正では用途地域を補完する特別用途地区を自治体が独自に設定できることとなった。また30年ぶりの大改正といわれる今回の改正では、市街化区域と市街化調整区域を分ける線引き制度を都道府県が選択できるようになるほか、市町村が主体となって乱開発を防止する特定用途制限地域や都市計画区域外の土地利用規制ができる準都市計画区域が導入されている。

在、都市計画の分野で先行して分権化が進捗していますが、もっと多くの局面で大きな変化が出てきます。そうすると今までの基準や理屈、システムでは、必ず破綻します。これまで道や国が市町村の基準や理屈の後ろ盾になっていましたが、それがなくなるのです。だからその後ろ盾は自分たちでつくる必要があるのです。きっかけは中心市街地の問題でも都市マスタープランづくりでも何でもいいのですが、住民を巻き込んだ合意形成をして、まちづくり条例まで成長させ、それを自治行政の基準と理屈の後ろ盾にすることが必要となる。地方分権を支える哲学を住民みんなで作って方針を定めるのです。そのためには「まちづくり条例」がどうしても不可欠になると考えているからです。

小磯：商業の問題を議論していても、最後はその地域に、合意形成が図られたまちづくり、都市政策の方針があるかどうかにかぎってしまいます。

小林：公共的なコンセンサスに裏付けられたまちづくりの方針をつくれるかどうかは勝負です。今までのような行政とコンサルタントがつくったまちづくりの方針ではなく、地域みんなで作る方針、そこが一番重要です。安易なイベントのような住民参加のワークショップばかりでなく、住民が全員参加した（ですから小さい単位の計画が大切で）まちづくりを推し進めてゆくべきなのです。中心市街地の再活性化をめぐる各市町村の状況を見ると、その第一段階がスタートしたところでしょう。楽しみです。さらに生活者のニーズを吸い上げて、多くのプロセスを共有し、コンセンサスをいかに形成していくのが第二段階になると思います。

小磯：今まで商業者がまちづくりに関わる場面は少なかったのですが、商業という問題が全市民的な議論の土俵に上がったという意味では、新たな局面を迎えたと感じます。行政、商工会を中心とした商業者グループ、最近ではNPO的な組織も加わり、これに住民と、まちづくり議論の対象が広がりました。しかしこの議論の結論を急ぎすぎると、失敗してしまいます。小林先生は第一段階とおっしゃいましたが、大局的に現状を見極めることが非常に重要だと感じます。さきほどの下川町ではいい意味で熟度があったのでしょうか。本州でも成功事例と言われるところには、多くの積み重ねがあることを忘れてはな

らないと思います。

小林：城下町の中心には、ヨーロッパのまちの中心には何があったか思い出してください。まちのシンボルとしての城郭、共同体を支える教会、地域の文化活動や交流の場としての文化施設、出会いの場としての広場など、公共的・社会的な施設であり空間です。現在のように事務所と大規模店舗ではなかったのです。

まちの中心は本来、市民・住民のものだったので。今こそ住民が、まちなかとはどんなものであったらよいかを考えるべきであり、唯一無二の絶好のいい機会だと思います。

濱田：松前町の商店街のお手伝いをしているときに、消費者の意見を聞く機会があったのですが、そこでおばあちゃんから本市街地から離れた漁業集落には「じよかに行く」という言葉があったと聞きました。これは松前の城下町に行くという意味で「城下に行く」が転化した表現なのですが、この言葉は買い物だけでなく、人に会うことや、そこでの催しなど、いろいろな楽しみを含めて使われていたそうです。これからの都心部は、昔のようにいろんな楽しみがあるべきで、その多様な魅力をどうやって取り戻すかが重要です。その魅力は、各地域で違いがあって構わないのですが、それをいかに創り出していくかについてみんなで議論していくことが今必要なのです。

小磯：今日はありがとうございました。

PROFILE プロフィール

北海道大学大学院教授（都市計画・都市設計）

小林 英嗣（こばやし ひでつぐ）

46年札幌生まれ。北海道大学工学部建築工学科卒業。同大学助教授を経て、現在、同大学大学院教授、工学博士。北海道都市計画審議会会長、日本都市計画学会評議員、日本都市計画家協会理事も務める。

（株）CIS計画研究所 代表取締役所長

濱田 暁生（はまだ あきお）

43年生まれ。北海道大学工学部建築工学科卒業、同大学院工学研究科修士課程修了（建築計画専攻）。東海大学札幌校舎工学部建築学科講師を経て、70年に建築設計事務所（株）アトリエバンク設立、89年（株）CIS計画研究所設立。北海道地域づくりアドバイザー、同景観アドバイザーも務める。

<司会>

小磯 修二（こいそ しゅうじ）

7

NPO
ノン・プロフィット・オーガニゼーションの略、非営利民間組織。